

公益社団法人千葉県看護協会
「看護の日」キャラクター かんごちゃん 着ぐるみ貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人千葉県看護協会(以下「本協会」という。)の「看護の日」キャラクター「かんごちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 貸出対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)本協会及び本協会会員が構成員となっている団体が使用するとき。
- (2)「看護の日」事業に関わりのあるイベント等に使用するとき。
- (3)その他、「看護の日」事業に直接関わりはないが、キャラクターのイメージを損なわない範囲で使用し、看護の魅力を伝えるPRに資すると認められるとき。

(使用の承諾)

第3条 着ぐるみの借受けを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、貸出予定日の1週間前までに貸出申込書(様式1)に必要事項を記入の上、行事の概要がわかる資料を添えて本協会会長(以下「管理者」という。)に提出し、その承諾を得なければならない。

2 申請の受付開始は、貸出予定日の3か月前からとする。

3 管理者は、第1項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1)本協会が使用するとき。
- (2)借受けを希望する行事が、前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (3)本協会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (4)着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (5)行事又は主催者が法令に違反又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (6)特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (7)「かんごちゃん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8)その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

4 管理者は、前項の規定により使用を承諾する場合、使用承諾書(様式2)により、使用を承諾しない場合、使用不承諾通知書(様式3)により、借受希望者に通知するものとする。

5 管理者は、承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 やむを得ず前項の作業を作業者等に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第6条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)承諾された行事のみに使用すること。
- (2)貸出期間を遵守すること。
- (3)使用後は使用報告書(様式4)を、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を添付のうえ、提出すること。
- (4)着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5)着ぐるみの使用について、取扱説明書等の記載内容を遵守して取り扱うこと。
- (6)第3条第5項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借受者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 借受期間中に、着ぐるみを紛失、破損、汚損等した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 着ぐるみを紛失、破損、汚損等した場合は、使用報告書(様式4)に物品破損・汚損、滅失等報告書(様式5)を添付し、提出すること。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月20日から施行する。